

広島県告示第三百三十五号

海岸法（昭和三十一年法律第一号）第五条第二項の規定によって、次の海岸保全区域を  
大竹市長が管理する海岸保全区域に指定する。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

阿多田地区

一 所在地

大竹市小方町小方字阿多田島

二 海岸名

広島県広島沿岸大竹海岸阿多田地区海岸

三 区域

昭和三十四年広島県告示第二百二十七号に掲げる区域